

下川町認定こども園

1 下川町認定こども園「こどものもり」

就学前の児童が入園できます。ただし、3歳未満児については保育に欠ける理由がある方のみ入園できます。

開園時間：7：30～18：30（日曜、祝祭日、年末年始を除く）

※認定区分等により預かり時間は異なります。

利用者負担額：3歳～5歳までの全てのお子さん（1・2号認定子ども）は保育料が無料になります。0歳～2歳までのお子さん（3号認定子ども）は次の表をご覧ください。

区分		利用者負担額		
階層区分	定義	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
第3階層	市町村民税所得割課税額	7,800円 [3,500円]	4,600円 [2,000円]	
第4階層		~97,000円	12,000円 [3,600円]	7,200円 [2,100円]
第5階層		~169,000円	17,800円	10,600円
第6階層		~301,000円	24,400円	14,600円
第7階層		~397,000円	32,000円	19,200円
第8階層		397,000円以上	41,600円	24,900円

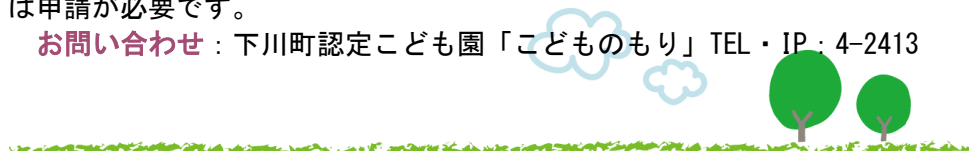
※〔 〕書きは、ひとり親世帯等、在宅障がい者（児）のいる世帯、その他要保護世帯の額です。

※第3・4階層世帯のうち、就学前のお子さんが複数人いる場合、2人目以降は無料となります。

※利用者負担額とは別に教材費等の実費徴収があります。

※未婚のひとり親の場合は、市町村民税所得割の算定に当たり、寡婦（寡夫）控除が適用されるとみなしたうえで保育料を算定します。みなし適用には申請が必要です。

お問い合わせ：下川町認定こども園「こどものもり」 TEL・IP：4-2413



2 一時保育

下川町認定こども園「こどものもり」では、入園の承諾を受けた子ども以外の子どもの保護者が、保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭、断続的な就労等社会的にやむを得ない事由により、家庭での保育が困難となるお子さんを緊急及び一時的にお預かりしています。

利用できる年齢：満1歳から就学前のお子さん

利用時間：月曜日～土曜日 08：00～16：00

（祝日、振替休日、年末年始を除く）

利用回数：週3日以内かつ、月10日以内の町長が認める日数

保育料：3歳未満児 4時間以内 600円 1時間増す毎に100円

3歳以上児 4時間以内 500円 1時間増す毎に100円

申し込み：下川町認定こども園「こどものもり」（事前申込が必要です）

お問い合わせ：下川町認定こども園「こどものもり」TEL・IP：4-2413

